

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 趣旨

粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）は、粉じん作業に従事する労働者の健康障害を防止するため、事業者に換気の実施等の措置を義務付け、また、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）は、じん肺をおこすおそれのある業務に従事する労働者の健康診断の実施等を規定している。

今般、船倉内の清掃作業等における粉じんばく露のリスクについて検討がなされ、平成28年5月に「船倉内の荷役作業終了後の清掃作業時における粉じんばく露濃度測定調査報告書」等が取りまとめられたところである。

当該報告書及び労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会における議論等を踏まえ、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で清掃を行う作業等を粉じん則及びじん肺則で定める粉じん作業に加える等の所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1） 粉じん則の一部改正

- ① 「粉じん作業」を定める粉じん則別表第1に、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業を追加し、当該作業を行う作業場について、換気の実施等の措置を講じなければならないこととする。
- ② 粉じん則別表第3に以下の作業を追加し、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を着用させなければならないこととする。
 - ・ 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業
 - ・ 屋外において、手持動力工具を用いて鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業
 - ・ 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

（2） じん肺則の一部改正

「粉じん作業」を定めるじん肺則別表に、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業を追加し、事業者が当該作業に常時従事する労働者に対して健康診断等を行わなければならないこととする。

（3） その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項
- ・ じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第3項、第44条及び第44条の2

4. 施行期日等

公布日：平成29年4月上旬（予定）

施行日：平成29年6月1日（予定）